五　調剤に関する事務をつかさどる官職の職務	防衛大学校、防衛医科大学校、海上自衛隊の部隊、補給処、自衛隊病院及び補給統制本部	［略］
［略］		
八　保健指導又は療養上の世話若しくは診療の補助に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］	
	二　自衛隊の部隊等	六　自衛隊の部隊等においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる課の長の属する職制上の段階
		［略］
［略］		

五　調剤に関する事務をつかさどる官職の職務	防衛大学校、防衛医科大学校、補給処、自衛隊病院及び補給統制本部	［同上］
［同上］		
八　保健指導又は療養上の世話若しくは診療の補助に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］	
	二　自衛隊の部隊等	六　自衛隊地区病院においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる課の長の属する職制上の段階
		［同上］
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和四年三月十七日から施行する。